

厚生労働科学研究費補助金

子ども家庭総合研究事業

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の
予防・介入・ケアに関する研究

平成19年度 総括・分担研究報告書 1/2

主任研究者 奥山 真紀子

平成20（2008）年3月

目次

1 / 2

I. 総括研究報告

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究

（奥山真紀子）…………… 1

II. 分担研究報告

1. 虐待予防に関する研究

1) 児童虐待予防に関する研究

乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)の予防プログラムに関する研究

（山田不二子・田中真一郎）…………… 15

2) 妊娠期からの虐待予防に関する研究（佐藤拓代）…………… 31

3) 児童虐待の発生予防・進行防止を目指す在宅養育支援のあり方に関する研究

（中板育美）…………… 123

・出産前後に発現する精神障害に関する最近の知見

—子どもの虐待問題との関連性に焦点をあてて—（中板育美）…………… 133

・精神科・神経科診療所と地域保健機関とのパートナーシップについて

（中板育美）…………… 141

2. 在宅支援ネットワークに関する研究

1) 市町村における虐待対応ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）実態と課題

（加藤曜子）…………… 145

2) 虐待防止民間団体ネットワークの実態について（加藤曜子・吉田恒雄）…………… 183

3) 個別ケース検討会議を実施している関係機関における連携度分析

（加藤曜子）…………… 201

4) 児童相談所を中心とした在宅支援に関する研究報告書（前橋信和）…………… 225

・児童相談所が行う在宅支援に関するガイドライン（前橋信和）…………… 238

5) 虐待に関する医療機関と他機関との連携（multidisciplinary team）

に関する研究（松田博雄）…………… 247

6) 児童虐待予防における在宅養育支援のあり方に関する研究（渡辺好恵）…………… 269

3. 医療機関の虐待対応向上に関する研究

・医療機関の虐待対応向上に関する研究

（市川光太郎 山崎嘉久 小林美智子）…………… 279

・診療所医師の子ども虐待問題に関する意識調査（柳川敏彦）…………… 285

・園医・校医における児童虐待診断機能の向上、及び医師会（園医・校医）と

教育機関との連携強化体制の構築に関する検討（市川光太郎）…………… 293

・脳神経外科医の日常診療の中での児童虐待への対応に関する研究 （山崎嘉久・柳川敏彦）	301
・小児病院におけるメディカルソーシャルワーカーや保健師の役割 （小林美智子）	321
・小児総合医療機関における虐待対応（予防を含む）に向けての MSW、保健師、心理士の役割（木村和代・藤江のどか・小林美智子）	327
・周産期・小児三次医療センター院内CAPS活動にみえるMSW・保健師の役割 小児病院における保健師の役割（木村和代・藤江のどか・小林美智子）	335
4. 総合的視点に関する研究 医療機関における子ども虐待データベースの構築に関する研究 （藤原武男・奥山眞紀子）	347
5. 特殊な虐待に関する研究	
1) 母親に不快な情動を生じさせる乳児の音声特徴に関する検討 （金ヨンジョン・宮本信也）	357
2) 性的虐待のケアと介入に関する研究（杉山登志郎）	367
・その1 性的虐待のトラウマの特徴（杉山登志郎・海野千畝子）	371
・その2 園、学校で可能な虐待への取り組み（杉山登志郎・海野千畝子）	381
・その3 心療科病棟における性的安全の確立への対応と支援 —コントロールルーム（ムーン）設立 （海野千畝子 大館庸子 藤田三樹 垣内真次 小山内文 田中解子 杉山登志郎）	387
3) 性的虐待を受けた子どもからの聞き取り面接に関する研究（西澤 哲）	397
・児童相談所における性的虐待への調査面接の実践 —「司法面接」のスキルを活用して（鈴木浩之）	403
・子どもの目撃者、被害者、被疑者からどのように話を聞けばよいか —MOGP/ABE/PACE 司法面接（仲真紀子）	415
・臨床面接と司法面接（橋本和明）	429

2 / 2

6. 分離ケアに関する研究	
1) 虐待を受けた子どもと親への支援・治療に関する研究（小野善郎）	437
2) 要保護児童の一時保護に関する研究（総括報告）（安部計彦）	457
・児童相談所及び児童相談所一時保護所の現状と課題（安部計彦）	475
・一時保護所における暴力・暴言に関する現状と改善に向けての提言 —3年間の調査を通して—（井出智博）	489
・少年法改正にともなう一時保護の課題（野田正人）	505
・児童相談所に勤務する小学校・中学校・高等学校教員（圓入智仁）	509
・児童相談所一時保護所の心理職のかかわりに関する調査（3） —一時保護所に関する心理的業務への提言—（大島 剛）	523

・一時保護所心理職業務に関する研究：横浜市西部児童相談所の実践から (大谷洋子)	529
・一時保護所でのケア (山下紀美子)	539
・委託一時保護制度の活用と課題 III (松崎佳子)	549
・アイルランドにおける児童福祉サービス (河原畑 優子)	569
・一時保護所で生活している子どもたちの声(その2) (山屋 春恵)	581
3) 施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究 (加賀美 尤祥)	623
7. 治療法に関する研究	
1) 被虐待乳幼児に対する愛着に方向付けられた治療についての研究 一被虐待乳幼児の発達一特に愛着の形成に関する研究 (青木 豊)	647
2) 被虐待児の愛着・トラウマと感覚統合障害との関連性に関する研究 (星野崇啓)	665
・被虐待児の愛着・トラウマと感覚統合障害との関連性に関する研究 (岡田洋一・大久保貴子)	681
3) 虐待を受けた子どものトラウマとその治療に関する研究 児童養護施設における心理療法について(田中 究)	705
8. 非行・加害・問題行動に関する研究	
1) 発達障害・被虐待体験・非行(加害行為)の関係に関する研究(3) (田中康雄)	755
2) 児童自立支援施設におけるアセスメントとケア (富田 拓)	773
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	781

児童虐待等の子どもの被害、及び
子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究

主任研究者 奥山真紀子 国立成育医療センター

研究要旨

【目的】発達途上にある子どもが健全に育つためには、虐待などの被害から子どもを守り、問題行動に発展することを防ぐための切れ目のないケアが求められている。しかし、児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、虐待のケアは地域が主体となったが、現場では介入の方法に戸惑いがある。本研究は新しい制度の中で、現場がどのように考えて何をしたらよいかという問いに対して、エビデンスのある概念と方法を提示することを目的として研究が行われた。【方法】今年度は昨年度までと少し組み方を変え、各分担研究を1. 妊娠期から乳児期の虐待予防に関する研究～ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ～、2. 総合的在宅支援方法の確立に関する研究、3. 医療・保健体制と地域との連携に関する研究、4. 性的虐待とそれへの対応に関する研究、5. 分離ケアに関する研究、6. 子どもの治療に関する研究、7. 非行・加害・問題行動に関する研究に分類した。主として介入研究を行い、方法論を提示した。【結果】それぞれのグループで新しい介入方法が提示され、多くのマニュアル・ガイドライン・手引き・提言が作成された。これらは一括して総合報告書に掲載されているので参照されたい。【考察】現場で使える多くの方法論が提示された。それらは現場で役立つような形でまとめられている。今後はそれらを普及して、子どもを虐待から守り、よりよいケアがなされるような対策が必要である。

分担研究者

青木豊（相州メンタルクリニック中町診療所）

安部計彦（西南学院大学人間科学部）

小野善郎（和歌山県子ども・障害者相談センター）

加賀美尤祥（山梨県立大学人間福祉学部）

加藤曜子（流通科学大学）

佐藤拓代（東大阪市保健所）

杉山登志郎（あいち小児保健医療総合センター）

田中究（神戸大学大学院医学系研究科）

田中康雄（北海道大学大学院教育学研究科）

富田拓（国立武蔵野学院）

中板育美（国立保健医療科学院）

西澤哲（大阪大学大学院人間科学研究科）

星野崇啓（埼玉県立小児医療センター）

前橋信和（関西学院大学社会学部）

松田博雄（淑徳大学総合福祉学部）

宮本信也（筑波大学大学院人間総合科学研究科）

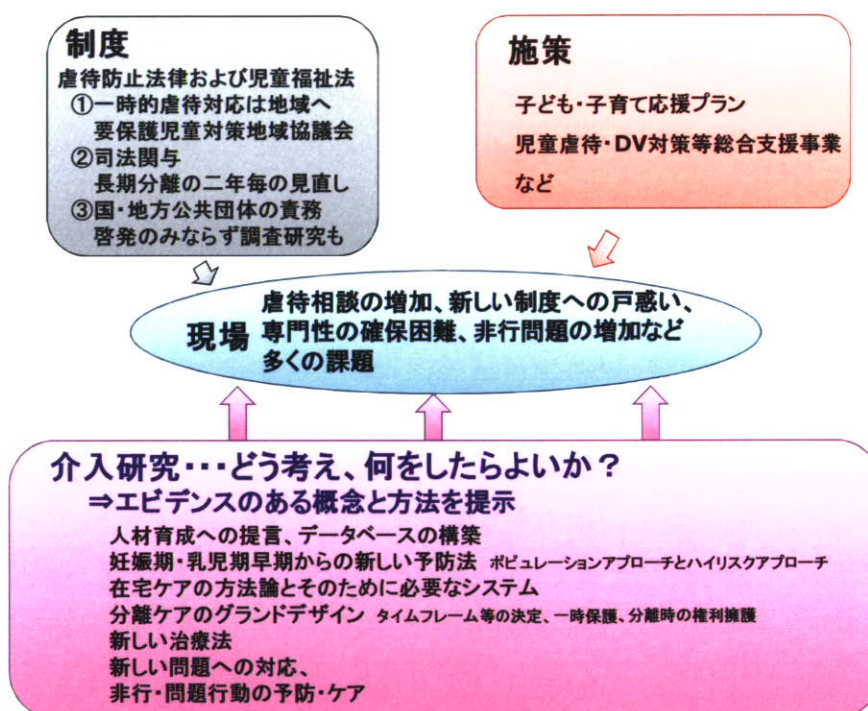
柳川敏彦（和歌山県立医科大学保健看護学部）

渡辺好恵（さいたま市保健所）

A. 研究の背景と目的

虐待の相談数は増加を続けており、残念ながら虐待でなくなる子どもも後を絶たない。このような中、平成16年度の児童虐待防止法と児童福祉法の改正とそれを補強する19年度の改正で、子ども虐待の一次的対応は地域市町村となり、虐待家族に対しては、地域の実情に応じた迅速な対応やきめ細かい対応が求められ、児童相談所は重篤な虐待に対する専門的対応に専念できるように配慮された。ま

た、同時に虐待を受けた子どもが行動の問題にいたる危険性、世代間伝達の問題等もあり、それを予防するためにも、子どもの発達に応じた「切れ目のないケア」が必要であることが提言されている。しかしながら地域にも児童相談所にも戸惑いがあり、「切れ目のないケア」に関しての成果が十分に上がっているとは言いにくい状況にある。



特に、虐待通告の80%が在宅支援となっており、地域が窓口になることで更に在宅支援は増加していくにもかかわらず、在宅支援分離支援に関する方法論が非常に少ない。

死亡例の4割が乳児期であるにもかかわらず、それを防ぐ効果が立証された予防法が殆んどない。

分離ケアに関しては、分離の方法までは方法が蓄積されているが、一時保護所の問題が検討されたことが少ない。また、再統合が叫ばれているが、しっかりとした考え方がないままに引き取らせての悲劇も多く発生している。施設内虐待も後を絶たない。これらの問題に対して、分離ケアのあり方の中で検討されることが求められている。

治療に関しても、様々な治療が試みられているが、そのエビデンスは少ない。

更に、今後増加すると考えられる性的虐待

など特殊な虐待の実態を明らかにしてその対応方法を明確にすることが求められている。

そして、現在大きな問題になっている非行や加害などの問題行動に関して、発達障害と虐待がどのようなメカニズムで関わっているかを明らかにして、更に、そのような子ども達のケアのあり方を明確にすることが求められている。

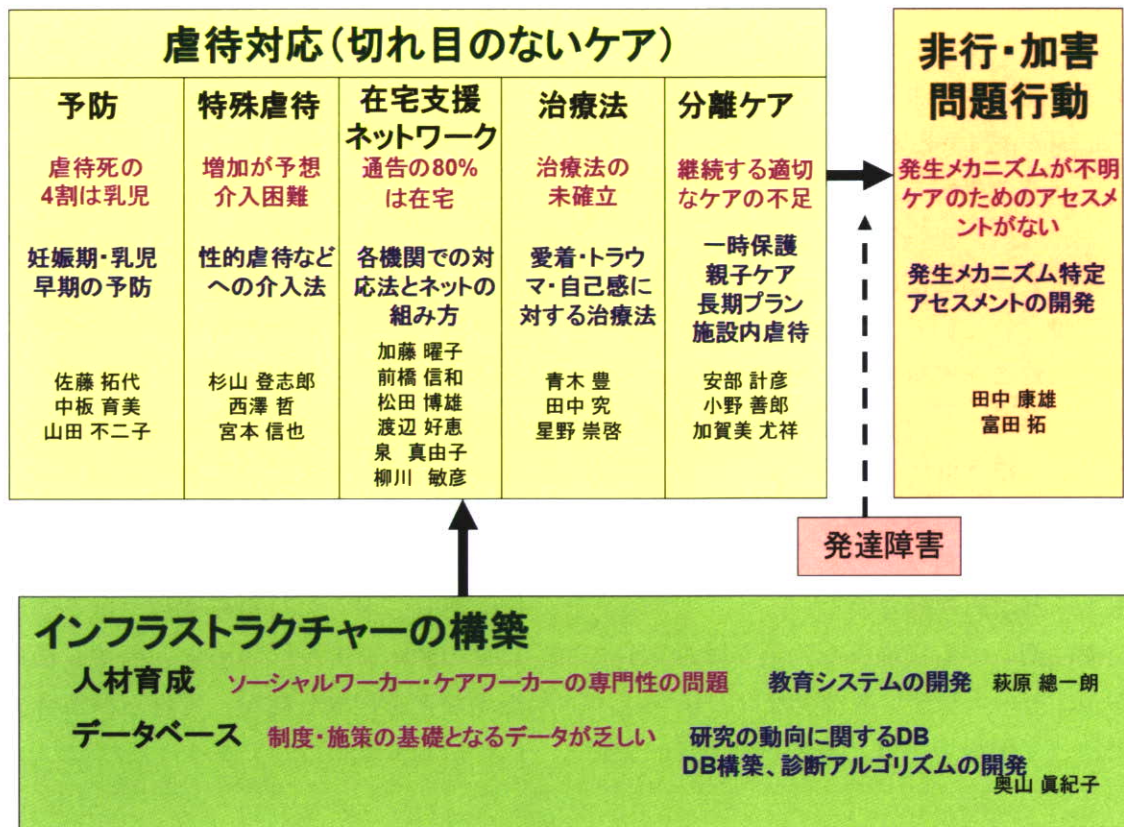
最後に、それら全てを支える人材の育成及び研究のベースを作ることが急務である。

これらの状況を受けて、本研究は「切れ目のない」対応とケアのために、現場での実践に使えるエビデンスのある方法を提示することを目的として研究を行った。本年は最終年度であり、多くの分担研究班ではその成果としてのマニュアル、手引き、提言、治療法の提示などを作成したが、それらは総合報告書に一括して載せるので参考にされたい

B. 研究班の構成

研究班の構成に関しては、研究を進める上で、下記の図2のように虐待に対する切れ目のないケアを考え、予防・今後増加すると考えられる特殊な虐待とその対応方法、地域と児童相談所が協働して行う在宅支援の方法の確立に関する研究、虐待を受けた子どもの精神的問題の治療法に関する研究、および分離ケアの研究

に関してのグループを形成し、その治療と発達障害との関連で非行や加害問題行動がおきるメカニズムとそれらの子どもたちへのアセスメントと対応、に関するグループおよびそれらの研究や実践を支えるインフラストラクチャーに関する研究グループを構成して研究を行ってきた。



それを踏まえて、本年度は全体を統合して、以下のような統合の方法でまとめていった。

1. 妊娠期から乳児期の虐待予防に関する研究～ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ～

- 1) 乳児揺さぶられ症候群の予防に関する研究 (山田不二子)
- 2) 妊娠期からの虐待予防に関する研究 (佐藤拓代)
- 3) 児童虐待の発生予防を目的とした養育支援を必要とする家庭に対する支援のあり方に関する研究 (中板育美)

2. 総合的在宅支援方法の確立に関する研究

- 1) 市町村および民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究 (加藤曜子)
- 2) 児童相談所を中心となった虐待の在宅支援に関する研究 (前橋信和)

3) 虐待に対する医療機関と他機関との連携 (Multidisciplinary Team) に関する研究 (松田博雄)

4) 地域が中心となった虐待の在宅支援に関する研究 (渡辺好恵)

3. 医療・保健体制と地域との連携に関する研究

- 1) 医療機関の虐待対応の向上に関する研究 (柳川敏彦)
- 2) 医療におけるデータベース構築に関する研究 (奥山眞紀子)
- 3) 特別な知識・技術・配慮が必要な虐待に関する研究～医療的配慮が必要な虐待～ (宮本信也)

4. 性的虐待とそれへの対応に関する研究

1) 性的虐待を受けた子どものケア・治療に関する研究および性被害体験と加害行為に関

する研究 ～①男児の被害と女児の被害～（杉山登志郎）

2) 被害を受けた子ども及び加害をした子どもの面接のあり方に関する研究（西澤哲）

5. 分離ケアに関する研究

1) 虐待を受けた子どもと親への支援・治療の評価に関する研究 ～分離ケアのデザイン～（小野）

2) 要保護児童の一時保護のあり方に関する研究（安部計彦）

3) 施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究（加賀美尤祥）

4) 性的虐待を受けた子どものケア・治療に関する研究および性被害体験と加害行為に関する研究 ～②施設内性被害への対応～（杉山登志郎）

6. 子どもの治療に関する研究

1) 虐待を受けた子どもの愛着障害とその治療に関する研究（青木豊）

2) 虐待を受けた子どものトラウマとその治療に関する研究（田中究）

3) 虐待を受けた子どもの感覚運動障害および自己感の障害とその治療に関する研究（星野

崇啓）

7. 非行・加害・問題行動に関する研究

1) 発達障害・被虐待体験・非行（加害行為）の関係に関する研究（田中康雄）

2) 子どもを被害から守り問題行動を予防する総合的視点に関する研究（富田）

C. 今年度の研究の方法・結果の概要

個々の研究に関する本年度の成果のまとめを簡単に記す。詳しくは各分担研究を参照して欲しい。

1. 妊娠期から乳児期の虐待予防～ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ～

虐待死の調査から、40%は乳児であり、妊娠期の問題が大きいことが明らかとなっている。また、予後が悪い乳幼児揺さぶられ症候群は海外の研究では予防の可能性が示されていることから、妊娠期から乳児期早期の予防対策を実行して研究した。下図は本研究を簡単にまとめたものである。

新しい予防法の開発と事業の強化

ポピュレーションアプローチ

- 1) 虐待予防のための両(母)親教室運営ガイド作成
- 2) 虐待予防のための妊婦支援マニュアル作成
- 3) 泣き声への対応によるSBS予防プログラム
⇒泣き声への対応の変化
- 4) 2ヶ月親子講習会(約2000名対象 1歳6か月までフォロー)
⇒各種相談事業利用率・健診受診率の増加
⇒虐待発生率の低下(0.57%⇒0.33%)

- 育児不安、育児困難(79%)
- 未熟児や障害児、有疾患児の親(63%)
- 若年親(58%) など
- 産後うつ傾向(33%)



ハイリスクアプローチ

育児支援家庭訪問事業⇒実態に基づく

事業推進提案 (パンフレット)

1. 事業の位置づけ
2. 効果的対象像の提示
3. 中核機関の役割の明確化と機能強化

1) 乳幼児揺さぶられ症候群の予防に関する研究 (山田不二子)

昨年度から行ってきた2病院での予防プログラムを引き続き実施し、プログラム対象者 663人中電話追跡調査に応じていただいた149人に調査を行った。その結果、プログラム受診前から乳幼児揺さぶられ症候群という名称を聞いたことがある人は多かったが、正確な知識を持っていた親は少なく、プログラムで知識が増加することが明らかになった。

2) 妊娠期からの虐待予防に関する研究 (佐藤拓代)

①昨年までの研究で作成した「子ども虐待予防のための両(母)親教室運営ガイド」を市町村に配布したところ、希望が多く、増刷が必要となっている状況である。

②昨年度までの調査を基に「子ども虐待予防のための妊婦支援マニュアル」を作成し、市町村に配布を行った。

③初年度から東大阪市で行って来た2か月親子講習会は今年度までに約2000名が受講した。未参加者に比べ有意に参加者に支援を要する者が多く、支援を求めている母親が参加しやすいと考えられた。また、面接・電話相談・地区健康相談の利用が講習会開始前に比して約1.5倍に増加し、4か月児健診と1歳6か月児健診における育児不安が有意に減少した。また、2か月親子講習会でリスクが把握された家庭には育児支援家庭訪問事業などを利用したハイリスクアプローチがなされ、虐待事例の発生は、対象児が1歳11か月～2歳11か月の時点で、講習会参加者などの状況把握者 1,571

人から 5例 (発生率 0.33%)、未把握者 417人から 2例 (発生率 0.48%)、同時期出生の第2子以降から 19例 (発生率 0.90%) であり、コントロールとして平成17年度中の第1子の0～3歳未満児の虐待事例は 36例 (発生率 0.57%、 $P<0.224$) であったことから、虐待を減少させた可能性があり、2か月親子講習会は虐待予防に効果があると考えられた。

3) 児童虐待の発生予防を目的とした養育支援を必要とする家庭に対する支援のあり方に関する研究 (中板育美)

昨年までの地域での育児支援家庭訪問事業の有効な実行に関する研究の中で、重要な問題として産後うつへの介入の問題があった。チェックリストの普及などでリスクの把握は進んできたものの、把握した親への対応方法が明確になっていないことが問題であった。そこで、今年度はうつによる自殺既遂者8例に関して詳細な事例検討を行い、「産後のメンタルヘルスと母子保健」という冊子を作製した。

2. 総合的在宅支援方法の確立

これまでの研究結果を基に、分担研究者がそれぞれ、要保護児童対策地位協議会、児童相談所、保健機関、医療機関を中心としたMDT(Multi-disciplinary Team)、での手引きや提言を作成した。同時に、本グループの4人の分担研究者および研究協力者がその結果を持ち寄って、図4にあるような在宅支援の総合的手引きを作成した。実物は総合報告書に掲載してあるので参照して欲しい。

これまで検討されてこなかった 在宅支援の標準化(親・家族・子どもへのケア)

各職種の在宅支援やネットワークの実態調査を踏まえて、以下の手引きを作成

- 市区町村での子ども虐待在宅養育支援の手引き作成
- 保健師向け手引き作成
- 医療でのMDTガイドラインの提案



1) 市町村および民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究(加藤曜子)

①昨年度まで行ってきた要保護児童対策地域協議会に関する調査を分析し、1. 児童相談と要保護児童対策地域協議会の関係、2. 代表者会議 3. 実務者会議、4. 個別ケース検討会議 5. 調整機関 6. 座長の位置づけ 7. 児童相談所と市町村 8. 児童相談所のスーパーバイザー的役割 9. ケース進行管理 10. 政令都市のあり方 11. ケース事例からみる機関連携のあり方、に関してまとめた。

②虐待対策において牽引的な機能を果たし、要保護児童対策地域協議会でもその役割が期待されている各地の民間団体に関して調査を行った。資金的に不安定な中での活動と言う限界があるが、継続的にかかわる利点を生かして独自の活動維持が可能であると考えられた。

2) 児童相談所を中心となった虐待の在宅支援に関する研究(前橋信和)

昨年までの研究および地域との連携に関する研究から、児童相談所における在宅支援の手引きを作成した。

3) 虐待に対する医療機関と他機関との連携(Multidisciplinary Team)に関する研究(松田博雄)

昨年までの研究結果を基に、医療機関と他機関の連携に関しての手引きを作成した。

4) 地域が中心となった虐待の在宅支援に関する研究(渡辺好恵)

昨年までの研究で作成した「市区町村保健分野での子ども虐待在宅養育支援の手引き」を配布し、それを基礎とした研修会を開催した。

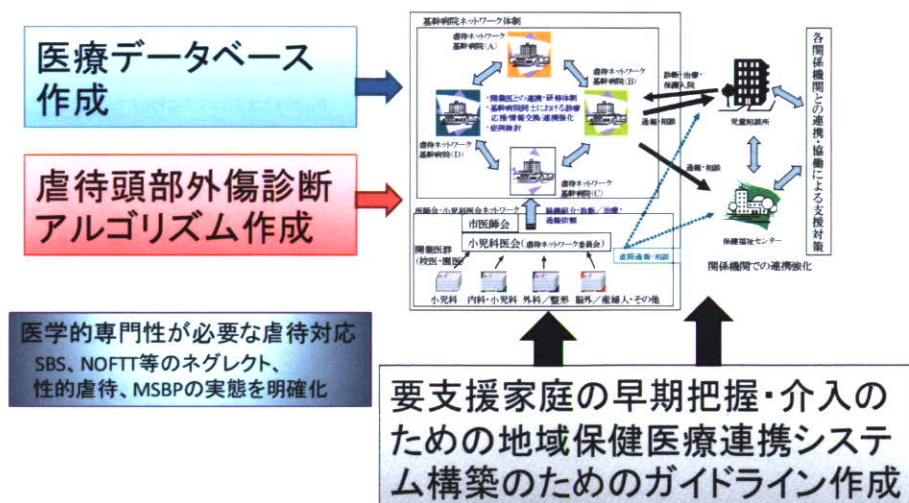
5) 総合的在宅支援ガイドラインの作成に関する研究(加藤、前橋、松田、渡辺、中板)

5人の分担研究者が中心となり、昨年までの研究結果を基に、「市区町村での子ども虐待在宅養育支援の手引き」を作成した。

3. 医療・保健体制と地域との連携

改正された児童虐待防止法では国及び地方公共団体の責務として医療体制整備が挙げられている。そこで、今年度は医療・保健システムの構築という観点から研究をまとめなおした。

必要な医療システムの提言・実行とそのツールの作成



1) 医療機関の虐待対応の向上に関する研究 (柳川敏彦)

①医師の意識向上に関する研究では、診療所医師（1,000人）および小児脳神経外科医師（1,350人）を対象とした調査が行われ、院内院外の連携が意識向上に関しても重要であると考えられた。

②医療システムに関する研究では有田市および北九州市での研究が行われ、園医・校医の児童虐待診断機能の向上、医師会と教育機関との連携強化に関する研究を行い、そのあり方の提案を行った。院内連携に関して、子どもの虐待からの安全に関するチーム（Safety for Child Abuse and Neglect; SCAN）に関する提言を行った。これまでの研究を総合して、要支援家庭の早期把握介入を目的として、「妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭の地域における保健医療連携システム構築のガイドライン」を作成した。

③小児総合医療施設（29施設）に虐待対応に向けての医療ソーシャルワーカー（MSW）、保健師、心理士の役割に関する実態調査を

行い、また、周産期・小児三次医療センター院内CAPS活動でのMSWおよび保健師の役割に関して調査し、コメディカルスタッフの役割に関して提言した。

2) 医療におけるデータベース構築に関する研究 (奥山真紀子)

①医療におけるデータベースの改善を行い、定着させた。その最終的なデータベースに関しては、総合報告書に掲載してあるので参照されたい。

②データベースは様々な分析に有用である。これまでの医療における虐待データベースの検討からアレルギーなどの疾患が虐待率を高めていることが明らかになり、また、事故と虐待の鑑別の困難さが指摘されていたため、本年度は21世紀出生児縦断研究のデータを用いて検証したところ、父親の育児参加度が高いと、アレルギー疾患の発症が低く、事故の発生も有意に低かった。

3) 特別な知識・技術・配慮が必要な虐待に関する研究～医療的配慮が必要な虐待～ (宮本信也)

①昨年度までの研究を基に、「対応に医学的専門性を必要とする子ども虐待」に関する提言を行った。

②虐待の誘因となる可能性のある「母親のネガティブな情動や感情を引き起こしやすい乳児の泣き声」の特徴を明らかにするために、9種類の泣き声（音声）を乳幼児を持つ母親 90名に聴取させ、感情を聞き取った。その結果、生活内の泣き声に関しては不快と感じることは少なく、母親が不在の時の泣き声に不快を感じる母親が多いことが明らかとなった。つまり、母が乳幼児から離れるほど不快な泣き声を聞く結果となり、虐待の悪循環にも影響があると考えられた。

4. 性的虐待への対応

性的虐待は今後増える形の虐待であり、その対応が困難なことが多い。本研究においては、性的虐待を受けた子どもの症状に関して明らかにして、子どもからの聞き取りに関して、司法面接に関して研究し、その導入の可能性を検討した。

1) 性的虐待を受けた子どものケア・治療に関する研究および性被害体験と加害行為に関する研究（杉山登志郎）

昨年までに男児への性的虐待の文献調査、施設内での子ども同士の性加害被害へのケア・キット・プログラムによる介入研究を行った。本年度は以下の研究を行った。

①あいち小児保健医療総合センターにおいて治療を行った被虐待児 700名とその親 121名について、性的虐待の症例とそれ以外の症例の比較を行った。性的虐待の症例では、児童においては平均年齢が有意に高く、併存症としては反応性愛着障害、解離性障害、PTSD、非行のいずれも有意に多く、特に解離性障害は87%に併存が認められた。男女の比較では、性的虐待の女性で PTSD が有意に多いのに対し、男性において非行や性的加害が有意に多く認められた。親の内 39.2%に

性的虐待か重度の性的被害が認められ、DVの被害、PTSD、解離性障害、非行の既往のいずれもそれ以外の親より有意に多いことが示された。この親子の資料から、性的虐待のトラウマが重症の精神科的症状に結びつき、特に解離性障害の併存が大きな問題であることが示された。性的虐待に対応するため、園や学校による予防、早期発見のシステム構築、また性的虐待ケアセンターの創設が必要であることを提言した。

②保育園・幼稚園（以下、園）や学校を中心とした、子ども虐待への予防と、早期介入について検討として、発達障害の症状を持った児への虐待の早期発見と介入、身体的虐待への早期発見と介入、性的虐待への早期発見と介入、虐待を受けている子どもへの心の支え、などが挙げられる。さらに園や学校の一部を寄宿制とするという、教育機関を拠点とした被虐待児へのケアシステムの可能性について提言を行った。

③児童福祉施設同様入院病棟も子ども集団であり、性的虐待を受けた子どもを扱うと、性的な加害・被害が起きる危険性は高い。入院病棟において、コントロールルームを使用した、性的安全の確立への対応と支援について介入的な研究を行った。

2) 被害を受けた子ども及び加害をした子どもの面接のあり方に関する研究（西澤哲）

これまでの研究で、アメリカにおける司法面接を研究し、日本で行った司法面接の15事例の検討を行った。それを踏まえて、今年度は以下の研究を行った結果、日本における福祉、警察、司法のいずれにおいても、聞き取り面接のトレーニングが必要であると考えられた。

①神奈川児童相談所で平成15年から17年に受理した性的虐待80例に関して本人への聞き取りの状況に関して検討した結果、小学校3年以下では殆ど聞き取りが行われていないことが明らかとなった。本人への聞き取りの必要性に関する認識と技術を高める必要がある。

②子どもが被害者もしくは目撃者となった事件に関する判例を概観したところ、子どもには証言能力があるとされながらも、多くの判例において、子どもの証言・供述の信憑性に疑いがもたれていることが明らかとなった。我が国での警察等における事情聴取の手法の問題も大きく、司法面接の技術を取り入れることが必要と考えられた。

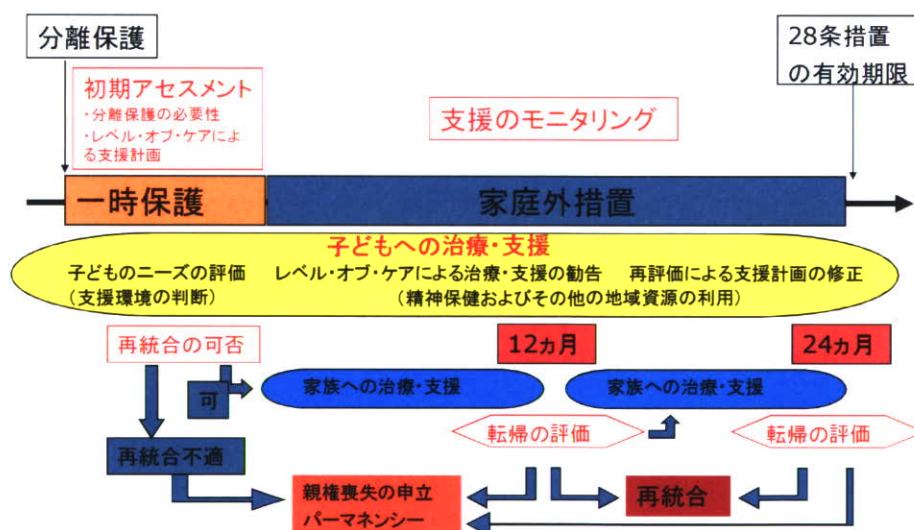
③子どもが被疑者となった事件に対する子ども家庭裁判所での面接技法では、「客観的な事実の調査」という、一般の臨床面接とは異なる特徴を有する。現在の家庭裁判所の調査官の面接では、こうした事実の調査に関して、仮説検証型と仮説生成型という2つの

面接様式でアプローチをとっているが、いずれにしても、調査官がいかなる仮説を持つことができるかが重要な意味を持つと考えられた。

5. 分離ケア

虐待への介入は1990年代から少しずつ進歩してきているが、分離後のケアの在り方に関しては未だにそのグランドデザインも作られていないのが現状である。本研究では、時間枠を設定した分離ケアのデザインを構築し、これまでほとんど明らかにされてこなかった一時保護所の調査に基づくあり方を提言し、施設内虐待を防止するための研究を行った。

分離保護のグランドデザイン提案 (エビデンスのあるタイムフレームの決定)



1) 虐待を受けた子どもと親への支援・治療の評価に関する研究 ～分離ケアのデザイン～ (小野)

昨年度までに上記のグランドデザインを設定し、それに必要なタイムフレームのエビデンスを明らかにしてきた。今年度は、子どもへのケアを行うにあたってのアセスメントに関し

て、レベル・オブ・ケアという考え方を導入することの意味について検討し、意義の高いものであると考えられた。

2) 要保護児童の一時保護のあり方に関する研究 (安部計彦)

①平成14年度から平成18年度までの一時保護所での状況の推移を検討した。その結果、こ

の4年間で被虐待児は3倍以上に増加し、平均在籍日数および一日平均の在籍児数は20~40%増加していた。

②対応困難場面発生時の職員配置と子どもの人数の分析から、職員1人あたりの子どもの数が3.0人を超えると子ども間の暴力は3.3倍増え、子どもの集団の数が10人を超えると、子ども間の暴力は1.6倍に増えることが明らかとなった。この結果から、常時子ども4人に対して職員1名の配置と、小規模での処遇が必要と考えられた。

③少年法対応の可能性に関しては、施設のハードとして60~75%の施設が困難と考えられる。対応マニュアルを作成もしくは作成可能と回答した保護所は12.3%にすぎなかった。

④昨年度までに作成した6つのマニュアルとガイドライン（総合報告書に掲載）を配布して検討した。必要性については高い要望があったが、実際に提供したガイドライン等の使用可能性についてはおおむね80%台であった。現実にそのガイドラインに即してどの程度達成できているに関しては、おおむね50%台であったが、個別の一時保護所では、0%から100%まで差があり、全国の様々な事情を抱える一時保護所を一律に標準化できない状況も明らかになった。

3) 施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究（加賀美尤祥）

①施設内性的虐待の発生を受け、昨年度に作成した子どもの性的行動および職員の子どもの感情に関する質問紙を、全国365施設に配布し、回答を得た160施設の結果に関して検討した。その結果、性的虐待を受けた子どもは対照群に比較して有意に性的行動が多く、それに対する職員の感情に関しては、女性職員は自己の欲求優先的な傾向が見られ、男性職員では救済者ファンタジー、嫌悪感、擬似恋愛感情といった複雑な心理傾向が見られた。男性職員では20代、30代で顕著に見られ、とりわ

け13~15歳の子どもに対し顕著に見られることが分かった。

②社会的に明らかとなった施設内虐待対応に関わった専門家が集まり、それぞれのケースに関してディスカッションを行い、施設内虐待の類型化を行い、要因について検討し、施設内虐待への介入とケアの在り方について提言を行った。また、予防に関する提言も行った。

6. 子どもの治療に関する研究

虐待の後遺症から子どもを守るための治療は非常に重要である。本研究においては、これまで議論されてきたトラウマ治療に加えて、愛着に焦点を当てた治療及び、感覚統合の問題に対する研究を行った。

1) 虐待を受けた子どもの愛着障害とその治療に関する研究（青木豊）

本研究は3年間で行うデザインでなされた研究である。今年度は最終年度として、昨年チェックリストによるベースライン調査を行った乳児院および養護施設で、今年度は愛着に方向づけられたケアを行った。その比較に関しては検討中である。

2) 虐待を受けた子どもの感覚運動障害および自己感の障害とその治療に関する研究（星野崇啓）

児童養護施設入所中の3歳から5歳までの評価可能な児童42人（男児23名、女児19名）について、子どもの概要を判断するアンケート、各種チェックリストによる調査を行い、作業療法士が日本版ミラー発達スクリーニング検査（以後JMAP）及び臨床行動観察を行った。その結果、約7割の児童に何らかの感覚統合障害が存在することが明らかとなった。とくに、姿勢の保持・バランス感覚の問題をもつ児童は多く認められた。

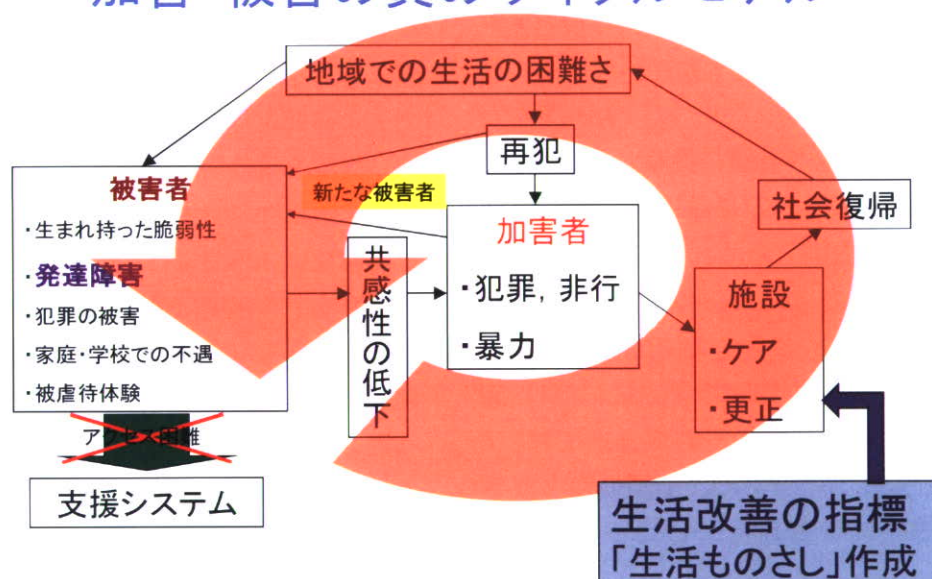
3) 虐待を受けた子どものトラウマとその治療に関する研究（田中究）

兵庫県下の児童養護施設 28 か所で、心のケアの実態調査を行い、ケアワーカー、心理士、子どもの心理療法に対する評価を調査した。施設が主訴としているにもかかわらず子どもが認識していないのは最も多い「対人関係」と「攻撃性」であり、「イライラ」や「不安」は子どもも認識が高かった。主訴の改善に関しては子どもが最も改善したと考えており、ついで心理士であり、職員の評価が最も低かった。

7. 非行・加害・問題行動に関する研究

虐待が非行や加害行動に発展することはよく知られているが、どのようなメカニズムであるのかは明確ではない。虐待が非行や加害に結びつかないためにはそのメカニズムの解明とケアの在り方が明確になる可能性がある。それを求めている研究である。

研究から見えてきた 加害・被害の負のサイクルモデル



1) 発達障害・被虐待体験・非行（加害行為）の関係に関する研究（田中康雄）

初年度から続けてきた質的研究を踏まえて、今年度は、被害が加害に転じていく「加害・被害の負のサイクルモデル（上図参照）を作成した。また、発達障害、被虐待体験、非行の複合体を呈する子どもたちの生活を保障する役割としての諸施設（情緒障害児治療施設、養護施設、児童自立施設、少年院）に勤務する職員に直接インタビューを行い、職員の目を通しての生活環境、および諸施設の機能的分担の可能性について検討した。少年院では組織性が非常に重視されており、児童養護施設も施設の組織性が重視

されているが、同時に個人意識も重要視され、児童自立支援施設は、ほとんどが個人意識で運営されているといえるほどであり、故に高い関わりが難しさが、個人に還元される可能性が示唆された。

2) 児童自立支援施設におけるアセスメントとケアに関する研究（富田）

初年度から作成を行ってきた生活の評価である「生活ものさし」（88項目）を完成させた。信頼性と妥当性を有していることが検証され、活用できるものと考えられた。

（倫理面への配慮）

それぞれの研究者が、研究の内容に応じて、倫理委員会や情報の二次利用委員会の承認を得ている。

D. 考察

1. 予防に関して

妊娠期から乳幼児期の虐待予防に関してエビデンスのある方法が明示された。ポピュレーションアプローチとして、両親教室のガイドラインおよび妊婦支援マニュアルを完成して配布した。また、初年度から行ってきた2か月親子講習会は虐待発生率を低下させており、虐待予防として効果があると考えられた。SBS 予防の方法が開発され、SBS の正確な知識を得る結果となっていた。ハイリスクアプローチとして、昨年度までに育児支援家庭訪問事業の効率よい実施が提言されたが、これに加えて産後うつへの介入への提言がなされた。今後は、これらのポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを普及して上手に組み合わせることで、虐待、特に死亡の危険の高い乳幼児期の虐待が予防できることを期待する。また、泣き声に対する母親の感情に関する調査から、一般の泣き声ではネガティブな感情はほとんどないが、母親不在時の乳児の鳴き声への不快感が見られることは子どもに対する拒否感が不快な泣き声に繋がる可能性を示唆し、虐待の悪循環への新しい予防法の可能性を示している。

2. 虐待ケースへの地域在宅支援に関して

通告を受けたケースの80%が在宅支援となるが、これまで在宅支援の方法論がなかった。今回、多くの調査結果を踏まえて、専門分野のみならず総合的な在宅支援の手引きができたことは非常に有効であると考えられる。今後はこの手引きを普及し、更に良い手引きになるように改訂をくわえていくことが望まれる。

3. 虐待に対応する医療システムに関して

医療システムに関しては、システムそのものに関する詳細な調査から詳細なシステムの構図が明らかとなった。それを基に保健医療向け

のガイドラインが作成された。医療のツールとして医療での虐待データベース、虐待による頭部外傷診断フローチャート、医療と言う専門性を必要とする虐待に関する提言が作成された。今後は、実際に医療システムを構築してその有効性を確かめ、改善を図っていくことが必要である。

4. 性的虐待に関して

性的虐待は他の虐待より解離等の精神症状が多く、重症であり、女子ではPTSDに男子では加害に結びつきやすいことが明らかになった。性的虐待を受けた子どもを扱う施設や病棟などの集団生活の場では、子ども同士の性加害・被害の予防・介入が必要であり、その方法が示されたことは非常に重要である。今後、男子の性的虐待を早期に発見して加害への移行によるチェーン現象を防ぎ、集団でも子どもが安全に守られるような配慮が一般化することが求められている。また、性的虐待を受けた子どもやその他の被害を受けたり、加害をしている子どもへの聞き取りに関して、日本においては、福祉・警察・司法のいずれでも限界があることが明らかとなった。昨年までのアメリカでの司法面接および日本で行われた司法面接に関する分析を踏まえれば、日本において聞き取り面接の技術を高めるトレーニングの開発が急務である。

5. 分離ケアに関して

分離した後のケアに関してこれまでは総合的なビジョンがなかったが、本研究を通して、エビデンスのあるタイムフレームを持ったグラウンドデザインを提唱することができた。今後の制度の方向性を示すものである。また、そのためのアセスメントとして、システム・オブ・ケアの導入が必要である。

これまで殆ど検討がなされなかった一時保護所の現状と在り方が検討され、手引きが作られたことは意義があると考えられる。また、虐待を受けた子どもの一時保護が3倍以上になっており、入所期間が伸びていることも明らか

となった。一方で、各地の一時保護所間の差も大きいことが明確となった。運用に関しては、マニュアルや手引きが作成されたが、今後の一時保護所の在り方が制度的にも検討される必要がある。

施設内虐待に関して、その類型化、介入の在り方、予防が提言された。今後はこの提言を活かした制度を作成する必要がある。また、職員から子どもへの感情に関する調査より、性的が虐待を受けた子どもに対して、男性職員は救済者ファンタジー、嫌悪感、擬似恋愛感情といった複雑な心理傾向が見られ、性的虐待を受けた子どもと接する職員の知識化と意識化が求められる。

6. 子どもの治療に関して

治療法に関しては、愛着に方向づけられた治療法が開発され、愛着に関するチェックリストも妥当性、信頼性が示された。今後の普及が必要である。また、虐待を受けた子どもは感覚統合障害の可能性が高いことも示された。感覚統合療法とそれを取り入れたケアの方法が有効であると考えられる。施設での心理療法に関する実態が明らかとなった。ケアワーカーとの連携に関しての改善が求められる。一方で、心理士が一人職場であることも多く、その弊害もあると考えられる。今後は複数の心理士配置がなされるような方向性が必要であろう。

7. 虐待と被害加害の連鎖に関して

これまでの質的研究を基に、加害・被害の負のサイクルモデルが提唱された。そこで起きているサイクルを止めるような方向性が複数考えられる必要がある。また、非行に至った子どもへの児童自立支援施設での生活内ケアを明らかにする指標として「生活ものさし」が作成されたことで、これまで言語化がなされてこなかった「生活」へのケアを職員自身も外部にも分かりやすいツールが示されたことになる。今後の活用が期待される。

8. 総合的に

昨年で終了したソーシャルワーカーとケア

ワーカーのトレーニングに関する研究を含め、総合的に研究がなされてきた。各研究者間のディスカッションとフィールドの提供などがあり、個々の成果にも総合的視点が反映されている。虐待という連携が必要で時間的にも空間的にも人的にもつながりが要求される分野では、研究も連携が必要であることが痛感された。今後もこのような形の研究が行われ、現場を支えていくことが望まれる。

E. 結論

虐待に係わる「切れ目ないケア」を実現するために、予防、在宅支援、分離ケア、治療、特殊な虐待、問題行動、それらを支える基礎としてのトレーニングおよび研究の基礎のそれぞれにおいて、実証的研究が行われ、多くの成果物を出すことができた。今後、それらを総合して位置づけることと、普及を行うことが必要である。

F. 研究発表

別紙参照

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 山田不二子 特定非営利活動法人
子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク理事長

児童虐待予防に関する研究
乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)の予防プログラムに関する研究

山田不二子（特定非営利活動法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク）
田中真一郎（国士舘大学大学院スポーツ・システム研究科）

研究要旨

乳幼児揺さぶられ症候群(Shaken Baby Syndrome, 以下SBSと略す)は、1970年代前半にGuthkelch AN¹⁴⁾とCaffey J^{5), 6)}によって相次いで報告された身体的虐待の一型であり、重症の脳障害を引き起こし^{7), 15), 27), 30)}、高い死亡率(約1/4)^{1), 3), 19)~21)}と高い後遺症合併率(約1/3)^{11), 19)~21)}を有する。頭部が重く、頸部の筋肉が弱い乳幼児が暴力的に激しく揺さぶられることで、頭部に回転を伴う加速度・減速度運動が起こり^{3), 19), 21)}、頭蓋内出血・脳浮腫・網膜出血を発症する^{3), 10), 19), 21), 23)}が、この暴力的な揺さぶりは、泣きやまない子どもの泣き声がかきつけとなって、養育者が自制心を消失したときに起こしやすい^{3), 4), 8), 19), 21)}。ところが、これといった加害者特性が認められず^{19), 21)}、誰でも加害者となる危険性を持つ。また、乳幼児を暴力的に揺さぶることで脳に損傷が生じることを知らずに^{3), 25)}、揺さぶってしまう加害者も多い。

これらのことから以前より養育者に対するSBS予防教育の有用性が指摘されており^{16), 26)}、いくつかの予防プログラムが各国で開発・実施されてきている^{4), 8), 9), 24), 29)}。それら諸外国の予防プログラムの中から、Dias MSらの「産科病棟入院中に実施する両親向け予防教育プログラム」^{8), 9)}を選んで、神奈川県と伊勢原市とが共同事業として日本用に応用・改編し、神奈川県伊勢原市内の2病院において児童虐待防止モデル事業「赤ちゃんが泣きやまない時の対処法学習プログラム～乳幼児揺さぶられ症候群の正しい理解のために～」を試験的に実施した。

その結果、受講率は51.1%で、父親の参加率は29.0%であり、SBSに関する有知識率は67.4%であった。泣きやまない時の対処法については71.4%の受講者が正しく理解していた。

研究協力者

彦根倫子(神奈川県 保健福祉部 子ども家庭課)

工藤久美子(特定非営利活動法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク)

林節子(同上)

定永千寿子(同上)

A. 研究目的

神奈川県伊勢原市内の東海大学医学部付属病院と伊勢原協同病院において試験的に実施された「学習プログラム」の受講者からアンケート用紙を回収し、それに基づいて、それぞれの病院における受講家族数および全出産数に対する受講率、SBS を事前に知っていたかどうか（以下、知識を有していた人の占める割合を有知識率と表す）、SBS を知った媒体、学習した内容の理解度を調査した。さらに、承諾のとれている受講者のうち出産後 1 ヶ月以上が経過した母親に対して電話追跡調査を実施し、「学習プログラム」に関する記憶の定着度と育児における効用を調査した。これらの調査結果を報告するとともに、SBS 予防プログラムの有用性についても評価する。

B. 研究方法

1. 学習プログラム実施準備

平成 17 年度に、本研究で山田が翻訳した諸外国の SBS 予防プログラムのうち、Dias, MS の病院プログラムを元にして、神奈川県と伊勢原市が共同で日本用にプログラムを改編し、児童虐待防止モデル事業「赤ちゃんが泣きやまない時の対処法学習プログラム～揺さぶられっ子症候群の正しい理解のために～」(名称は当時のまま)を開発した。

本事業への協力を神奈川県伊勢原市にある産科病棟を有する病院および産婦人科診療所に求めたところ、東海大学医学部付属病院 産科病棟・MFICU(母体胎児集中治療管理室)・GCU(Growing Care Unit: 継続保育室)と伊勢原協同病院 産科病棟から承諾を得られ、平成 18 年度半ばから実施することとなった。

2. 対象

1) 「学習プログラム」受講者

東海大学病院および協同病院にて出産し

た産婦・その配偶者もしくはパートナー・祖父母等、新生児の家族親族で、受講を希望した人(663人)

2) 電話追跡調査対象者

「学習プログラム」で配付されるアンケート用紙において電話追跡調査への協力を承諾してくれた人のうち、電話に応じてくれた母親(149人)

3) 対照群

第1子出産後2週～3月を経過した神奈川県伊勢原市在住の母親で「学習プログラム」を受講していない人

3. 方法

1) 指導者研修

平成 18 年度においては、CMPN が神奈川県からの委託を受け、分担研究者である山田不二子を東海大学病院(9月)と協同病院(7月～8月)に派遣して、2時間ずつ3回にわたってSBSの発生機序・病態に関する講義と「学習プログラム」のデモンストレーションを実施し、指導者となる助産師・看護師の実習を指導した。

また、平成 18 年度は病棟スタッフの異動に伴って指導者研修が再度必要となったため、伊勢原市の依頼に応じて、同じく山田が追加研修を実施(東海大学病院は4月、協同病院は5月)した。その際、これ以降は病棟が独自で指導者研修を実施できるよう、指導者研修を実施する研修担当者も養成した。

2) 「学習プログラム」の内容

指導者には、第1子のみでなく、全ての新生児の全ての親に対して(母親のみでなく、父親または父親代わりの人にも)、赤ちゃんを揺さぶることの危険性について退院する前に教育することを目標として、以下の内容で「学習プログラム」を実施してもらう。(親以外の親族も参加可能)

①外来や病棟にポスター「わたしはこの子を揺さぶらない」(図1)を掲示する。